

(別記)

しまねの農林水産物消費拡大応援事業(水産物)

第1 事業実施主体の要件

漁業者若しくは流通事業者(小売事業者及び卸売事業者)であること。なお、事業分類は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する統計基準(日本標準産業分類)に則する。ただし、漁業者は第2(2)に規定する者とする。

第2 対象となる取組

(1) 複数事業者による連携

漁業者と流通事業者とが共同実施することにより、地元のニーズを踏まえた新たな漁法や鮮度保持等の新技術の導入に取組み、県内消費拡大を図る取組を対象とする。

新たな漁法や鮮度保持等の新技術については申請者が従来から実施していない取組または、これまで試験的に取り組んできた内容を実践する取組を対象とする。

(2) 参画する事業者の要件

法人、個人、任意団体等の別を問わない。

ただし、個人及び任意団体等の代表者となる漁業者については次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- ・ 島根県認定漁業者設置要綱(以下「設置要綱」という。)に規定する認定漁業者(見込みの者を含む)
- ・ 設置要綱に規定する認定新規漁業者(見込みの者を含む)

第3 対象となる水産物

参画している漁業者が漁獲した水産物若しくは当該水産物を原材料とした加工品とする。

第4 対象となる販売先

本事業は県内消費を拡大させることを目的としていることから、原則として販売先は県内とするが、一部県外が含まれても差し支えない。ただし、県外販売が主となる取組は対象外とする。